



事業者のみなさまへ

まもりすまい リフォーム保険

住宅リフォーム瑕疵担保責任保険



商品内容のご案内

お客様からの信頼獲得のために！
リフォーム工事に「安心をプラス」しませんか。

プラス安心
1

補修費用が
保険でカバー
されます。

プラス安心
2

第三者による
検査を実施
します。

プラス安心
3

ホームページに
事業者名簿を
公開します。

プラス安心
4

倒産時には
保険金を
発注者さまに。

信頼できる業者選びの
目安になるね！

万が一、
リフォーム工事に
欠陥が見つかったら
これなら大丈夫ね！

リフォーム工事発注者さま

基礎を新設して増改築工事を行う場合

基礎の新設を伴う増改築工事の場合、まもりすまいリフォーム保険の対象として、当該工事部分に「増築特約」をつけてお引き受けします。「増築特約」の対象部分については、**保険期間10年、保険金支払限度額2,000万円**となります。

1 対象となる増築工事

●基礎の新設を伴う増改築工事 ※増改築工事部分の面積や請負額については、原則として制限はありません

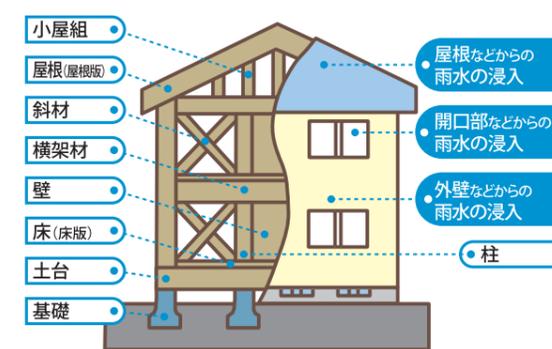
2 保険金支払対象・保険期間

保険期間	保険金支払対象
工事完了確認日から 10年 間	保険付保住宅の増改築工事を行った部分の瑕疵に起因して、構造耐力上主要な部分または雨水の浸入を防止する部分の基本的な耐力性能及び防水性能を満たさない場合を保険事故とし、リフォーム登録事業者様が発注者様に対する瑕疵担保責任を履行した場合に保険金を支払います。

3 保険金支払限度額

- 保険金支払限度額 (1住宅あたり・保険期間につき) **2,000万円**
- 免責金額 **10万円**
- 縮小てん補割合 **80% (被保険者倒産時100%)**

構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分のイメージ図



4 現場検査

●設計施工基準に基づき、以下の時期に実施します。

- 1回目 基礎配筋工事完了時
- 2回目 屋根工事完了日

※木造住宅の3階建て以下の場合(4階以上の場合)はお問い合わせください。

5 料金

●まもりすまいリフォーム保険の料金は(保険料+現場検査手数料)となります。◎保険料は非課税、現場検査手数料は税込(10%)表示です。

保険料	①基礎を新設する増改築工事単独 ②リフォーム+基礎を新設する増改築工事	増改築工事部分の床面積、既存住宅のリフォーム工事部分の申込プラン・ 保険金支払い限度額により異なります。詳細は、お問い合わせください。
現場検査手数料	基礎を新設する増改築工事部分の床面積により異なります。詳細は、お問い合わせください。	

●工事事例と料金例 <<下記料金は団体Sの料金です。>>

工事事例	リフォーム工事内容	基礎を新設する増改築部分の床面積 ※1	既存住宅のリフォーム工事部分の保険金支払い限度額 ※2	料金	保険料(非課税) + 現場検査手数料(税込)
子供部屋の増築	●増築工事のみ ●子供部屋を同一敷地内に別棟として増築(トイレ・風呂なし)	30㎡		42,770円	23,790円 + 18,980円(2回分) (●増改築工事部分の検査.....①基礎配筋工事完了時 ②屋根工事完了時)
キッチンの改修と増築	●リフォーム工事+増築工事 ●基礎を新設する増築 ●既存部分の耐力壁の撤去 ●既存部分のシステムキッチンを入れ替え ●増築部分と既存部分の床フローリングの貼り替え、壁・天井のクロスの貼り替え	10㎡	200万円	78,750円	33,610円 + 45,140円(4回分) (●リフォーム工事部分の検査.....①施工中 ②完了時 ●増改築工事部分の検査.....③基礎配筋工事完了時 ④屋根工事完了時)

※1: 既存住宅のリフォーム工事部分の床面積は除く ※2: 申請時に設定ください。(詳細は2ページ参照)

お申込み手続き等の詳細はホームページをご覧ください！



〒105-0011 東京都港区芝公園3-1-38 芝公園三丁目ビル
TEL. 03-6435-8870 FAX. 03-3432-0571

まもりす 検索 <https://www.mamoris.jp>

(一社) 住宅リフォーム推進サポート協議会

〒331-0811 埼玉県さいたま市北区吉野町2-220-3
埼玉土建技術研修センター内
TEL. 048-669-5580 FAX. 048-669-5581



法律に基づき国土交通大臣から指定を受けた
(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターの〔住宅専門の相談窓口〕
0570-016-100(ナビダイヤル) / PHSや一部のIP電話からは03-3556-5147

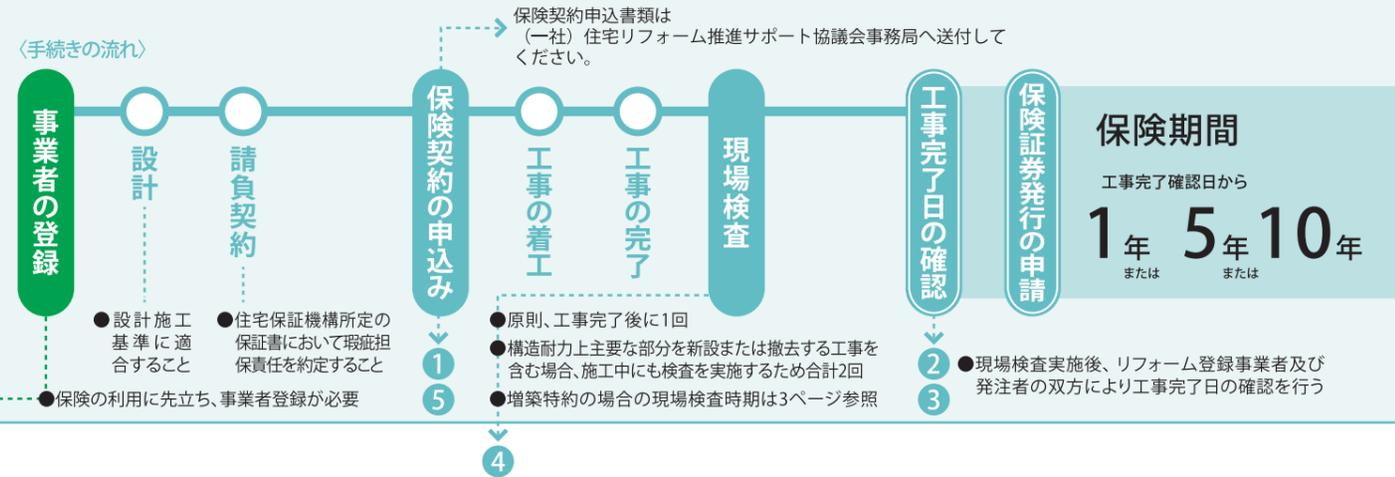
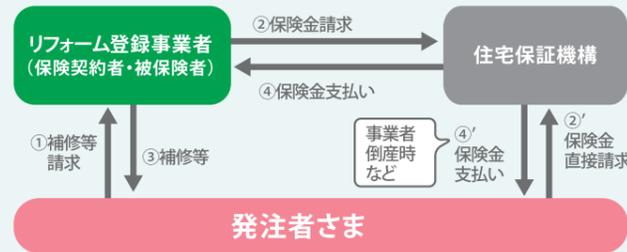
※記載事項は2019年10月1日現在のものです。



安心を、ささえる。未来へ、つなぐ。

まもりすまい リフォーム保険のしくみ

リフォーム工事を行う事業者様が、**リフォーム工事部分の瑕疵について瑕疵担保責任を履行した場合に、その損害をてん補するもの**です。事業者様が倒産等により瑕疵担保責任を履行できない場合には、発注者さまに対して直接保険金をお支払いいたします。



事業者の登録 (保険のご利用に先立ち、手続きが必要です)

- リフォーム保険を利用する事業者様を対象として、右記の登録基準に基づき、**一定の審査の上登録**します。
- 登録された事業者(リフォーム登録事業者)様が、保険契約者及び被保険者となります。
- 事業者登録料(新規/税込/10%)

団体会員	11,000円
------	---------
- 継続してリフォーム保険をご利用される場合には、**1年ごとに更新の手続き**が必要です。[更新登録料11,000円(税込/10%)]
- リフォーム登録事業者様の名簿は、ホームページにて公開します。

事業者の登録基準 (以下のいずれかに該当する事業者様が対象です)

- 建設業法による建設業許可を受けている事業者
- 次の条件をすべて満たしている事業者
イ. 業者登録申請時までに継続して3年以上リフォーム工事業を営んでいること。
ロ. リフォーム工事の実施件数が直近3年以内に5件以上あること。
- 上記②の条件を満たす事業者において3年以上リフォーム工事に従事した経験を持つ者が、次に掲げる資格の有資格者であって、代表者または主として工事に従事する事業者
[資格] 建築士(一級・二級・木造)、建築施工管理技士(一級、二級)、建築大工技能士(一級、二級)

1 保険対象となる住宅

●住宅の一部または住宅と一体となった設備にかかる**増築、改築または補修工事**が対象です。

- 築年数、構造、工法は問いません。
- ただし、共同住宅等の場合は以下のとおりです。
◇3階建て以下かつ500㎡未満の共同住宅
◇4階建て以上または500㎡以上の共同住宅については各住戸内部※のリフォーム工事のみ対象となります。
※分譲マンションの場合は専有部分、賃貸マンションの場合は専有部分に相当する部分

- 構造耐力上主要な部分に係る工事を実施する場合は、**新耐震基準に適合している住宅**であること
(◇新耐震基準に適合させる耐震改修工事は対象となります。)

- リフォーム工事請負契約に基づき、住宅保証機構指定の保証書において瑕疵担保責任について約定していること
- 住宅保証機構が定める設計施工基準に適合しているリフォーム工事であること

2 保険金支払い対象・保険期間

- 保証対象リフォームを行った部分の瑕疵に起因する右記を**保険事故**とし、リフォーム登録事業者様(被保険者)が、**瑕疵担保責任を履行した場合に保険金をお支払い**します。
- リフォーム工事完了後、現場検査が終了した後にリフォーム登録事業者様及び発注者さまの双方により工事完了の確認を行うこととし、この「**工事完了確認日**」を**保険開始日**とします。
- リフォーム登録事業者様(被保険者)が倒産等により瑕疵担保責任を履行できない場合には、発注者様が保険金を**直接請求**することができます。

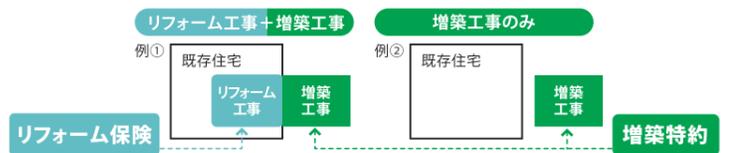
保険期間	保険金支払い対象
5年*	①構造耐力上主要な部分が基本的な耐力性能を満たさないこと ②雨水の浸入を防止する部分が防水性能を満たさないこと
1年間	③上記①②以外の部分が社会通念上必要とされる性能を満たさないこと(住宅本体または住宅本体に直接接続されている設備・内装等の工事など)

※特約を付帯することにより保険期間を10年間とすることができます。
※ただし、①②の部分に発生した瑕疵が、③の部分に発生した瑕疵に起因する場合は、保険期間は1年間。
※転売時に、次の所有者に保険を引き継ぐことはできません。

◎基礎を新設して増改築工事を行う場合

基礎を新設して増改築工事を行う部分は、リフォーム保険に「増築特約」をつけて、お引き受けします。

増築特約部分 保険期間 **10年間** 保険金支払限度額 **2,000万円**



◎詳しくは3ページへ

3 保険金支払限度額等

●保険金支払限度額(1住宅あたり・保証期間につき)
保険金支払限度額は**(工事請負金額以上の金額で、100万円~1,000万円の間で設定)**いただけます。(100万円単位)
※工事請負額が1,000万円を超える場合でも保険金支払限度額は1,000万円です。

●支払保険金の計算式

$$\text{支払保険金} = (\text{保険の対象となる損害の額} - \text{免責金額10万円}) \times 80\% \text{※}^{1,2}$$

※1 縮小てん補割合
※2 リフォーム登録事業者様倒産時は100%となり、発注者様にお支払します。(ただし、この場合においても免責金額は発注者様の自己負担となります。)

●支払われる保険金

●補修費用 ●調査費用 ●仮住居・移転費用
※保険対象リフォームに伴い設置、更新または修繕された機器、器具または設備自体の不具合など保険金が支払われない場合があります。詳細はお問合せください。

4 現場検査

●完了時検査・1回 ●原則として、保険対象リフォームの工事完了後に**1回実施**します。

※構造耐力上主要な部分を新設または撤去する工事を含む場合に限り、施工中に検査<施工中検査>を実施しますので、現場検査は合計2回となります。
※所属する団体が一定の要件を満たす場合、請負金額500万円以下の内外装・設備プランの完了時検査を**団体自主検査**とすることができます。

5 料金・お申込みプラン

●料金は**(保険料+現場検査手数料)**となります。詳細は、お問合せください。 ◎保険料は非課税
現場検査手数料、書類検査料等、団体検査手数料は税込(10%)表示です。

お申込みプラン① 基本プラン	お申込みプラン② 内外装・設備プラン
構造耐力上主要な部分または雨水の浸入を防止する部分について、新設、改修、改変及びそれらを伴う撤去等を含むリフォーム工事	住宅本体または住宅本体に直接接続されている設備・内装等の工事(防水性能を伴わない外壁の塗装等の外装工事を含む)
請負金額 500万円以下	500万円を超える
保険料 お申込みプラン・保険金支払限度額により保険料が異なります。	お申込みプラン・保険金支払限度額により保険料が異なります。
現場検査手数料 完了時検査 14,230円(税込/10%) 施工中検査※1 11,930円(税込/10%)	現場検査手数料 団体自主検査の場合※2 書類検査料等※3 1,180円(税込/10%) 団体検査手数料※4 7,000円(税込/10%)
完了時検査 14,230円(税込/10%)	完了時検査 14,230円(税込/10%)

※1: 構造耐力上主要な部分の新設・撤去の工事を含む場合のみ。

※2: 機構の検査員による現場検査の場合は、完了時検査14,230円(税込/10%)のみとなります。
※3: 請負金額500万円以下の内外装・設備プランは、機構の検査員による現場検査に代えて、団体による検査を選択することができます。この場合、機構の現場検査は書類検査となり、書類検査料等(1,180円)が必要となります。
※4: (一社)住宅リフォーム推進サポート協議会事務局に支払います。

●工事事例と料金例 <下記料金は団体Sの料金です。> ◎詳しくは (一社)住宅リフォーム推進サポート協議会事務局までお問合せください。

●団体自主検査の場合 500万円以下の内外装・設備プランのみ

(団体S100戸未満)

工事事例	リフォーム工事内容	工事請負額	保険金支払限度額	料金*	(保険料(非課税)+書類検査料等(税込)+団体検査手数料(税込))
<内外装・設備プラン> キッチン改修	システムキッチンの交換、壁クロスの貼り替え	90万円	100万円	24,290円	16,110円+1,180円+7,000円 (●現場検査の時期…①完了時(団体自主検査))
<内外装・設備プラン> 床暖房設置	床暖房システムの設置、床の貼り替え	180万円	200万円	25,750円	17,570円+1,180円+7,000円 (●現場検査の時期…①完了時(団体自主検査))

●機構の検査員による現場検査の場合

工事事例	リフォーム工事内容	工事請負額	保険金支払限度額	料金*	(保険料(非課税)+現場検査手数料(税込))
<基本プラン> 既存住宅全体の改修	柱や耐力壁の新設・撤去、屋根塗装、外壁塗装、内装工事、オール電化	980万円	1,000万円	60,400円	34,240円+26,160円(2回分) (●現場検査の時期…①施工中 ②完了時)

*料金は、保険料及び現場手数料の合計額です。 ◎保険料は非課税、現場検査手数料は税込(10%)表示です。

まもりすまいリフォーム保険 団体割引料金表

■リフォーム保険のご利用にあたり、事業者登録が必要です。

事業者登録料	11,000円 (税込/10%)	※継続してご利用いただく場合は、1年ごとに更新手続き(更新料:11,000円(税込/10%))が必要となります。
--------	------------------	--

■まもりすまいリフォーム保険のお申込には、保険料と現場検査手数料が必要です。

料金算出式

料 金 = 保険料 + 現場検査手数料



保険料 (非課税) 【故意・重過失特約付】

工事内容		料金表
既存住宅のリフォーム工事	基本プラン 構造耐力上主要な部分または雨水の浸入を防止する部分について新設、改修、改変およびそれらに伴う撤去等を含むリフォーム工事	A-①
	内外装・設備プラン 住宅本体または住宅本体に直接接続されている設備・内装等の工事(防水性能を伴わない外壁の塗装等の外装工事を含む)	A-②
基礎を新設する増改築工事(増築特約)	基礎を新設する増改築工事のみ(別棟増築の場合)	B-①
	基礎を新設する増改築工事+リフォーム工事(基本プラン)	B-②
	基礎を新設する増改築工事+リフォーム工事(内外装・設備プラン)	B-③

(注) 発注者が宅建業者の場合は、故意・重過失特約は付保されません。故意・重過失特約が付保されない場合の保険料はお問合せ下さい。

A. 既存住宅のリフォーム工事 (A-① 基本プラン/A-② 内外装・設備プラン)

「構造リフォーム」及び「一定の防水リフォーム」については通常5年保証ですが、「保険期間延長特約」で10年間に延長できます。

※請負金額500万円以下の内装・設備プランは、機構の現場検査(機構検査)に代えて団体による検査(団体検査)を選択することができます。この場合、機構の現場検査は書類検査(780円[税込/10%])と監査手数料(400円[税込/10%])が必要です。また、住推協への団体検査手数料として7,000円(税込/10%)が必要となります。

保険金額	お申込みプラン(保険料)					現場検査手数料等※
	A-①: 基本プラン(保険期間5年の場合)		A-①: 基本プラン(保険期間10年の場合)		A-②: 内外装・設備プラン(保険期間1年)	
	団体利用	(一般申込)	団体利用	(一般申込)		
100万円	17,930	23,120	26,980	16,110	20,710	内外装・設備プラン 団体検査 8,180 機構検査 14,230
200万円	19,620	25,370	29,850	17,570	22,650	
300万円	23,420	30,640	37,790	20,590	26,810	
400万円	26,130	34,310	42,920	23,430	30,700	
500万円	28,140	37,090	47,010	25,300	33,270	
600万円	30,160	39,890	51,250	26,850	35,420	
700万円	31,390	41,570	53,690	28,110	37,150	
800万円	32,560	43,190	56,090	29,310	38,810	
900万円	33,700	44,760	58,430	30,480	40,430	
1,000万円	34,240	45,520	59,670	30,960	41,110	

◎保険料は非課税、現場検査手数料は税込(10%)表示です。

■ B. 基礎を新設する増改築工事を行う場合(増築特約)

床面積	50㎡未満	50㎡以上100㎡未満	100㎡以上125㎡未満	125㎡以上150㎡未満	150㎡以上
保険料	23,790	26,650	29,110	34,040	41,930

B-② 既存住宅のリフォーム工事(基本プラン)と基礎を新設する増改築工事を併せて行う場合

既存住宅の構造・防水リフォーム工事について、「構造リフォーム」及び「一定の防水リフォーム」については通常の保険期間は5年間ですが、「保険期間延長特約」で10年間に延長できます。

既存住宅リフォームの保険金額支払限度額※1		床面積(基礎を新設する増改築工事部分)				
		50㎡未満	50㎡以上100㎡未満	100㎡以上125㎡未満	125㎡以上150㎡未満	150㎡以上
100万円	5年	32,850	35,710	38,170	43,100	50,990
	10年	42,510	45,370	47,830	52,760	60,650
200万円	5年	33,610	36,470	38,930	43,860	51,750
	10年	44,340	47,200	49,660	54,590	62,480
300万円	5年	36,480	39,340	41,800	46,730	54,620
	10年	51,230	54,090	56,550	61,480	69,370
400万円	5年	38,130	40,990	43,450	48,380	56,270
	10年	55,180	58,040	60,500	65,430	73,320
500万円	5年	39,560	42,420	44,880	49,810	57,700
	10年	58,620	61,480	63,940	68,870	76,760
600万円	5年	41,110	43,970	46,430	51,360	59,250
	10年	62,340	65,190	67,660	72,580	80,470
700万円	5年	41,940	44,800	47,260	52,190	60,080
	10年	64,340	67,190	69,660	74,580	82,470
800万円	5年	42,780	45,640	48,100	53,030	60,920
	10年	66,350	69,210	71,670	76,600	84,490
900万円	5年	43,620	46,480	48,940	53,870	61,760
	10年	68,370	71,220	73,690	78,620	86,510
1,000万円	5年	44,110	46,970	49,430	54,360	62,250
	10年	69,540	72,400	74,860	79,790	87,680

B-③ 既存住宅のリフォーム工事(内外装・設備プラン)と基礎を新設する増改築工事を併せて行う場合

既存住宅リフォームの保険金額支払限度額※1	床面積(基礎を新設する増改築工事部分)				
	50㎡未満	50㎡以上100㎡未満	100㎡以上125㎡未満	125㎡以上150㎡未満	150㎡以上
100万円	30,540	33,400	35,860	40,790	48,680
200万円	31,170	34,030	36,460	41,420	49,310
300万円	33,340	36,200	38,660	43,590	51,480
400万円	35,230	38,090	40,550	45,480	53,370
500万円	36,560	39,420	41,880	46,810	54,700
600万円	37,700	40,550	43,020	47,950	55,840
700万円	38,590	41,450	43,910	48,840	56,730
800万円	39,490	42,350	44,810	49,740	57,630
900万円	40,390	43,250	45,710	50,640	58,530
1,000万円	40,830	43,690	46,150	51,080	58,970

※1: 保険金支払い限度額は、基礎を新設する増改築工事部分を除いた既存住宅リフォーム工事の工事請負金額以上の金額で設定して下さい。なお、工事請負金額が、1000万円を超える場合でも、保険金支払い限度額は、1000万円です。ただし、基礎を新設する増改築工事部分の保険金支払い限度額は、2000万円です。

■ 現場検査手数料等(税込/10%)

C-① 既存住宅部分のリフォーム工事とC-② 基礎を新設する増改築工事を併せて行う場合は、それぞれ実施される現場検査に応じて、C-①とC-②の合計額となります。

C-① 既存住宅部分のリフォーム工事 (円)

施工中検査※2	11,930
完了検査	14,230
書類検査※3	780

※2: リフォーム工事部分に構造耐力上主要な部分の新設又は撤去する工事を含む場合に限り実施します。

※3: 請負金額500万円以下の内装・設備プランは、機構の現場検査(機構検査)に代えて団体による検査(団体検査)を選択することができます。この場合、機構の現場検査は書類検査(780円[税込/10%])と監査手数料(400円[税込/10%])が必要です。また、住推協への団体検査手数料として7,000円(税込/10%)が必要となります。

C-② 基礎を新築する増改築工事(増築特約) (円)

床面積(基礎を新設する増改築工事部分)	
50㎡未満	9,490
50㎡以上100㎡未満	10,580
100㎡以上125㎡未満	12,220
125㎡以上150㎡未満	15,520
150㎡以上	20,480

現場検査手数料は、現場検査回数に乗じた金額となります。現場検査回数は、増改築工事部分の階数に応じて異なります。(例: 3階建以下の場合2回)

◎保険料は非課税、現場検査手数料は税込(10%)表示です。